

浅口市立鴨方西小学校いじめ対策委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号として平成25年6月28日公布)に基づき、鴨方西小学校いじめ対策委員会の設置および運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 学校が、校内にいじめの防止に係る委員会を設置し、児童・保護者に対して、いじめ防止等について組織的・積極的・継続的に対応する姿勢を明確に示すとともに、いじめ防止等に対する学校の徹底した取組を通して、未然防止及び再発防止等に取り組むことを目的とする。

(組織)

第3条 「いじめ対策委員会」の委員は、校長が指名し、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、人権教育担当、養護教諭、その他校長が認める職員、及び必要に応じて外部専門家の参加をもって構成する。

(取組内容)

第4条 「いじめ対策委員会」は、次の役割を担う。

(1) いじめの未然防止の体制整備及び取組

①いじめの未然防止のための組織づくり

②道徳教育の充実

③早期発見のための措置

・児童対象「いじめに関するアンケート」の実施(学期に1回程度)

・保護者対象「いじめに関するアンケート」の実施(学期に1回程度)

④相談体制の確立

・何でも相談の周知、取組

・スクールカウンセラー等相談機関の紹介

⑤児童や保護者向けの啓発資料の作成配付、職員の研修等の実施

(2) いじめの状況把握及び分析

(3) いじめを受けた児童に対する相談及び支援

(4) いじめを受けた保護者に対する相談及び支援

(5) いじめを行った児童に対する指導

(6) いじめを行った児童の保護者に対する助言

(7) 専門的な知識を有する者・期間との連携

(8) 教育委員会と連携し指導を受ける

(9) その他いじめ防止に係ること

(10) それぞれの取組の具体については、別途定める。

(会議・運営)

第5条 「いじめ対策委員会」は、校長が招集し、原則、年3回開催する。ただし、状況に応じて適時開催するものとする。

第6条 この「いじめ対策委員会設置要綱」に定めるもののほか、委員会の取組、運営等必要な事項は校長が定める。

附則 この要綱は、平成26年4月1日より施行する。